

- 七、一年以上勤続せるものに對し賞與金を支給す
- 八、同取組支給額は年別金額とす
- 九、購買資金の配定は明細に徴収す
- 一〇、惣辨場の購買資金は考慮す
- 一一、砂落場の購買資金は考慮す
- 一二、煖房組本部の購買資金は他組との協會を見て考慮す
- 一三、ホイラー組も同様
- 一四、四大部を公休日とし各五歩役を支給す
- 一五、會社規定退職金を取止す
- 一六、煉辨場の雨具は支給す
- 一七、雨靴品の價格は從來通員入他組とす
- 一八、~~雨具~~雨具の内より支出する事
- 一九、犧牲者を出さす

- 一六、房組型場及中子屋砂落移辨ホイラー組雨濡は修理す
- 一七、自動車直場は山外へ又収容し得る方法を講ず
- 一八、辨物工場辨物者に對する特別賞與は車組の業績と本人の成績とにより在置に考慮す
- 一九、機械仕上師の分(他部との共通のものを除く)
 - 一、昇給額に相當して購買工資を値上する事考慮す
 - 二、昇給手當と退職手當を臨時雇に適用する事考慮す
 - 三、賞與金は辨物部に同じ
 - 四、定休日の出勤者に對して二歩増とす
 - 五、二ヶ月出勤者に對し一人役を支給す
 - 六、年二回の昇給原級級昇のものに考慮す
 - 七、正月休日期間中の五歩役支給は支給出来ず